

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和7年7月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0731第2号」により、測定項目に検査実施料の新設がされましたので、下記の通りご案内いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

記

■ 適用日 令和7年 8月 1日から適用

■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
エムボックスウイルス核酸検出	700点



新規保険収載

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
エムボックスウイルス核酸検出	700点	微生物学的検査判断料 (※7 150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査 「19」
留意事項			
(40) エムボックスウイルス核酸検出は、エムボックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムボックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR 法により実施した場合に、本区分の「19」のSARS-CoV-2核酸検出の所定点数を準用し、1回に限り算定する。			

※受託未定

以上